

令和8年度
向日市ゼロカーボン推進補助金
(太陽光発電設備等設置補助金)

太陽光発電設備①・②・③

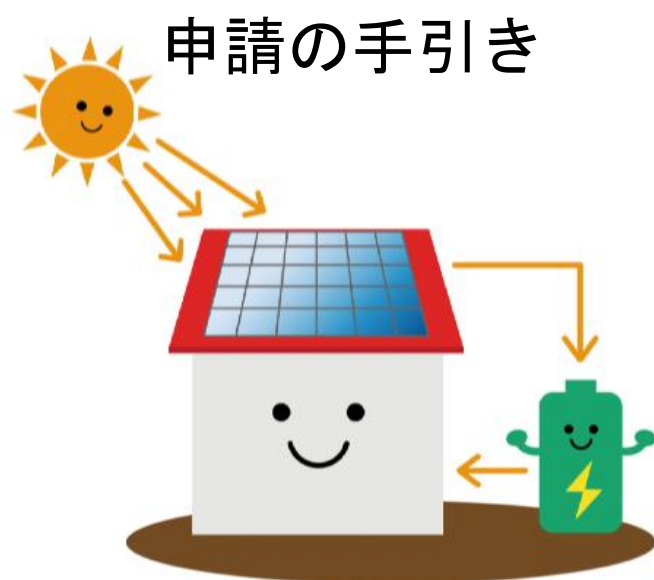
蓄電池④・⑤

家庭用燃料電池(エネファーム)⑦・⑧

高効率給湯機器⑨

【非FITのみ：①・③・④】

【FIT・非FIT：②・⑤・⑦・⑧・⑨】



令和8年4月
向日市 環境産業部 ゼロカーボン推進課

1 事業概要

向日市では、2050年ゼロカーボンシティを実現するため、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、次の対象設備の設置に係る補助を行います。

【対象設備】

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 蓄電池
- (3) 家庭用燃料電池（エネファーム）
- (4) 高効率給湯機器

2 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費

- (1) 補助対象設備及び補助対象設備を構成する機器等の購入費
- (2) 補助対象設備の設置に係る工事費

【補助対象経費に含まれないもの】

- ・ 既設機器の撤去費用や処分費用など既設機器に係る費用
- ・ 消費税及び地方消費税

補助対象設備と補助金額

補助対象設備	補助金額（千円未満の端数は切り捨て）
太陽光発電設備 ①・③	<p>①家庭用 発電出力（kW）×70,000円（上限額なし）</p> <p>③事業所用 発電出力（kW）×50,000円（上限額 1,500,000円）</p> <p>※発電出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナ出力の合計値のいずれか低い方で計算します。</p> <p>※パワーコンディショナが複数台ある場合は、それぞれに対応する太陽電池モジュール公称最大出力と比較します。</p> <p>※kWは整数止めとします。（例：5.55kW → 5kW）</p>
太陽光発電設備 ②	<p>ア 公称最大出力1kWあたり10,000円（上限額40,000円）</p> <p>イ 10,000円</p> <p>・ ア、イの合計（上限額50,000円）</p> <p>・ 太陽光発電設備①及び蓄電池④を同時設置する場合、併用することができます。</p>
蓄電池 ④	<p>●補助申請額 （1kWhあたり補助対象経費の1/3+10,000円）×容量（kWh） （上限額 500,000円）</p> <p>・ 1kWhあたり155,000円（工事費込み、税抜き）以下のものが対象</p> <p>・ 1kWhあたり補助対象経費の1/3の上限額50,000円</p> <p>・ 補助対象容量（kWh）は一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）のホームページに掲載されている蓄電容量で算出します。</p> <p>●計算方法：例1 価格（工事費込み・税抜き）120万円・9kWhの場合 1,200,000円÷9kWh=133,333円→155,000円以下のため補助対象 133,333円÷3=44,000円（千円未満切捨） 44,000円<50,000円 （44,000円+10,000円）×9kWh=486,000円（補助申請額）</p>

	<p>●計算方法：例2 価格（工事費込み・税抜き）138万円・9kWhの場合 $1,380,000 \text{円} \div 9\text{kWh} = 153,333 \text{円} \rightarrow 155,000 \text{円}$ 以下のため補助対象 $153,333 \text{円} \div 3 = 51,000 \text{円}$（千円未満切捨） 51,000円 > 50,000円 $(50,000 \text{円} + 10,000 \text{円}) \times 9\text{kWh} = 540,000 \text{円} < 500,000 \text{円}$ →上限500,000円以上のため500,000円（補助申請額）</p> <p>●例3 価格（工事費込み・税抜き）140万円・9kWhの場合 $1,400,000 \text{円} \div 9\text{kWh} = 155,555 \text{円} \rightarrow 155,000 \text{円}$ を超えるため対象外</p>
蓄電池 ⑤	蓄電池容量1kWh当たり10,000円（上限額50,000円） ・太陽光発電設備①及び蓄電池④を同時に設置する場合、併用することができます。 ・補助対象容量(kWh)は一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)のホームページに掲載されている蓄電容量で算出します。
家庭用燃料電 （エネファーム） ⑦・⑧	⑦単体で設置する場合：補助対象経費の1/2（上限額250,000円） ⑧太陽光発電設備①及び蓄電池④又は太陽光発電設備②及び蓄電池⑤と同時設置する場合：補助対象経費の1/2（上限額800,000円） ・既存設備の増設又は買替えでないこと。
高効率給湯機器 ⑨	太陽光発電設備①及び蓄電池④又は太陽光発電設備②及び蓄電池⑤と同時設置する場合：補助対象経費の1/2（上限額300,000円）

3 補助対象設備

共通要件

- (1) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (2) 商用化され、導入実績がある設備であること。
- (3) 中古設備でないこと。
- (4) 既存設備の増設又は買替えでないこと。

太陽光発電設備①・③ 次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 個人の戸建て住宅又は当該住宅と同一敷地内にある建築物の屋根（土地(地上)への直接設置は除く。）又は事業所の屋根（駐車場の屋根を含む。）に設置すること。
- (2) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT制度）又はFIP制度の認定を取得しない設備であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。
- (5) この補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量を家庭用は30%以上、事業所用は50%以上を当該設備の設置する敷地内で自ら消費すること。
 - ・太陽光設備のみの設置をご検討の方は「太陽光発電設備で発電した電力量を家庭用で30%以上、事業者用で50%以上消費することを証明できる資料をご提出ください。
 - 1. 「年間の発電量の見込み」の根拠となる資料（例：発電量シミュレーション）
 - 2. 年間発電量のうち30%（家庭用）又は50%（事業所用）自家消費することが分かる

資料（例：電力会社の時間帯電力使用量を基に、自家消費量を算出）

- ・設備稼働後、発電量や自家消費率等の報告が必要です。
 - ・自家消費率が上記に達しない場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- (6) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に撤去や処分については、補助金の交付を受けた方の責任の下、確実かつ適切に行うこと。
 - (7) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
 - (8) PPAで設置する場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
 - (9) リース契約で設置する場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
 - (10) 上記の他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領及び別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）に定める要件を満たすこと。
 - ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf>
 - ・別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken.pdf>

太陽光発電設備② 次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 住宅において太陽光を利用して発電を行う設備で、当該設備の公称最大出力の合計値が2kW以上であること。
- (2) PPA（Power Purchase Agreement）又はリースにより導入される設備でないこと。
- (3) 蓄電設備⑤と同時に導入すること。
- (4) 余剰電力の売電については、FIT売電及び非FIT売電のどちらも構いません。
 - ・FIT：固定価格買取制度による余剰電力の売電
 - ・非FIT：地域の新電力会社への余剰電力の売電

蓄電池④ 次の要件をすべて満たすこと。

- (1) **太陽光設備①の附帯設備（同時設置）であること。**
（事業所向けの蓄電池に係る補助金はありません）。
- (2) **1kWhあたりの価格が155,000円（工事費込み、税抜き）以下の蓄電池**であること。
- (3) 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電する設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであること。
- (4) 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）であること。
- (5) 上記の他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領及び別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）に定める要件を満たすと。

- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf>

- ・別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken.pdf>

蓄電池⑤

- (1) 太陽光発電設備②と同時に導入すること。
- (2) 蓄電容量が1Kwh以上のものであること。
- (3) PPA事業又はリース事業により導入するものでないこと。

家庭用燃料電池(エネファーム)⑦・⑧

- (1) 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。
- (2) 太陽光発電設備①及び蓄電池④又は太陽光発電設備②及び蓄電池⑤と同時設置すること。
(⑧のみ)
- (3) 既存設備の増設又は買替えてないこと。

高効率給湯機器⑨

- (1) 太陽光発電設備及び蓄電池と同時導入すること。
- (2) 従来の給湯機器等に対し30%以上の省CO₂効果が得られること。
(向日市ホームページに「向日市ゼロカーボン推進補助金」に掲載されている温室効果ガス削減効果計算表を提出してください。)

4 太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池(エネファーム)又は高効率給湯機器の3点を同時導入した場合

- (1) 上記の3点を同時導入した場合のみ、高効率給湯機器の設置費用の一部が補助
- (2) 家庭用燃料電池(エネファーム)は上記の3点を同時導入した場合、単体で導入するよりも補助の上限額が増額。
- (3) 上記の3点を同時導入した場合の補助金額は次のとおり。
⑧家庭用燃料電池(エネファーム) 補助対象経費の1/2(上限額800,000円)
⑨高効率給湯機器 補助対象経費の1/2(上限額300,000円)
- (4) 同時導入とは、原則として、太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池(エネファーム)又は高効率給湯機器の3点について、**同一の期間内に導入したものが該当します。**
 - ・補助対象設備によって施工業者が違って構いません。
 - 例：太陽光発電設備及び蓄電池の着手日が6月1日、完了日が10月31日の場合
家庭用燃料電池(エネファーム)又は高効率空調機器の着手から完了までが、その期間内に終わることが必要です。
 - ・⑧家庭用燃料電池(エネファーム)と⑨高効率給湯機器の併用はできません。

5 補助対象者

次の要件をすべて満たす個人又は法人が対象です。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されており、自らが居住している又は居住する予定の住宅へ補助対象設備を設置する方又は市内の事業所へ補助対象設備を設置する法人。
また、PPA又はリースによる太陽光発電設備の場合、市内の住宅に補助対象設備を設置する事業者。
 - ・交付申請時に向日市外に居住している場合でも、実績報告時に向日市内に居住していれば交付申請が可能です。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 向日市暴力団排除条例(平成24年条例第4号)第2条第4号に規定する暴力団員等で

ないこと。また、PPA又はリースによる太陽光発電設備の場合、需要家も満たす必要
があります。

- (4) 補助対象設備について他の国や府の補助等を受けていないこと。
- (5) 太陽光発電設備①と蓄電池③を同時に設置した場合、交付要件を満たせば、太陽光発電
設備②と蓄電池⑤については併用が可能です。
- (6) 本補助金を既に利用していないこと（1世帯につき1回限り）。

6 交付申請

受付期間

- (1) 受付は先着順で、予算額に達した場合、募集を終了します。
 - ・補助金交付決定後に事業着手してください。
 - ・申請前や交付決定前の事前着手は補助対象外となります。
 - ・「着手」とは申請者と設置業者との契約締結を指します。
 - ・令和9年2月12日（金）までに実績報告ができる事業が対象です。複数年に渡る事
業は対象となりません。

補助対象設備	申請区分	受付期間
太陽光発電設備①・②・③	事前	令和8年4月6日（月）から 令和9年1月15日（金）まで ※令和9年2月12日（金）まで に実績報告が必要です。
蓄電池④・⑤		
家庭用燃料電池（エネファーム）⑦・⑧		
高効率給湯機器⑨		

受付窓口・受付時間

- (1) 受付窓口：〒617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地
向日市役所ゼロカーボン推進課（市役所本館2階）
- (2) 受付時間：市役所開庁日の8時30分から17時15分まで
土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は閉庁日

申請方法

向日市ゼロカーボン推進補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、受付窓口へ
直接提出してください。

交付申請書に添付する書類

<全設備共通>

【指定様式】

- (1) 交付申請書類チェックリスト
- (2) 委任状（補助金交付に係る手続きを代理人に委任する場合）
- (3) 誓約書（申請者用及び施工業者用）

【任意様式】

- (1) 申請者（委任する場合は代理人のみ）の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きのも
のは1点。公的機関が発行する健康保険証等のものは2点）（提示のみ）
- (2) 見積書の写し（補助対象経費、その内訳及び製品の型番の記載があるもの）
 - ・複数業者から見積書を取り、最も安価な業者としてください
- (3) 補助対象設備の設置予定場所を示す写真（設置予定場所を示す遠景写真）
 - ・施工前及び施工後は同じアングルで撮影し、同一場所の状況変化がわかるようにして
ください。
- (4) 補助対象設備のメーカー、型番、容量等が確認できる書類（カタログ等）
- (5) 住民基本台帳、市税滞納状況等関係公募の閲覧に同意（署名）をいただけない場合は、

次の2点が必要です。

- ・住民票の写し（申請日前3か月以内に取得したもの。）
- ・完納証明書（申請日前3か月以内に取得したもの。）

< P P A 又はリースによる太陽光発電設備のみ >

- (1) P P A 又はリース事業者の法人登記履歴事項全部証明書の写し
- (2) P P A 又はリースの契約書（案）及び料金計算書等の写し
 - ・契約書は、補助対象設備が法定耐用年数の期間満了まで継続的に使用するために必要な措置（保守サービス）等を証明できるような内容としてください。
 - ・料金計算書は、補助金額相当分が需要家に還元できている（P P A サービス料金やリース料金から控除されている）ことが確認できるように作成してください。
- (3) P P A 又はリースの内容がわかる書類（カタログ等）
- (4) P P A 又はリースに係る同意書
- (5) 完納証明書（申請日前3か月以内に取得したもの。市内事業所及び需要家の分）

< 高効率給湯機器のみ >

向日市ホームページ「向日市ゼロカーボン推進補助金」に掲載している「温室効果ガス削減効果計算表」

7 事業完了予定日変更報告

事業完了予定日に変更が生じた場合、当初の完了予定日までに速やかに向日市ゼロカーボン推進補助金事業完了予定日変更報告書（様式第10号）を受付窓口に提出してください。

8 実績報告

向日市ゼロカーボン推進補助金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添え、報告期限までに受付窓口へ直接提出してください。（メール等による報告は不可）

実績報告書に添付する書類

< 全設備共通 >

- (1) 実績報告書類チェックリスト（指定様式）
- (2) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
(交付決定日より前の契約締結は補助対象外となります。)
- (3) 領収書の写し（補助対象経費、その内訳及び製品の型番の記載があるもの）
- (4) 補助対象設備の保証書又は出荷証明書等の「新規購入であること」及び「製品の型式・製造番号が分かる」書類の写し
- (5) 補助対象設備の設置後の住宅の状況を記録したカラー写真（全景及び施工箇所にフォーカスした写真）
 - ・太陽光パネルを複数枚設置する場合は、付箋で番号を付けるなど、「設置枚数」が分かるように撮影してください。
 - ・施工前及び施工後は同じアングルで撮影し、同一場所の状況変化がわかるようにしてください。
- (6) 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの）

< 太陽光発電設備及び蓄電設備のみ >

- (1) 補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図
- (2) 太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類（蓄電池を設置する場合）

< 太陽光発電設備①・②(非FITの場合)・③ >

送配電事業者等への系統連系申込書などFITを活用していないことがわかるもの

(たくそう君等)

<太陽光発電設備②(FITの場合)>

小売電気事業者との電力需給契約内容が確認できるものの写し
(再生可能エネルギー発電に関する電力需給契約内容のお知らせ等)

<PPA又はリースによる太陽光発電設備及び蓄電池のみ>

PPA又はリースの契約書及び料金計算書等の写し

実績報告書提出期限

令和9年2月12日(金) 17時15分まで

・事業完了から30日以内又は上記期限のいずれか早い日までに提出してください。

<補助対象設備の設置完了後について>

9 設備設置完了後の留意点

取得財産等の管理義務

補助事業を実施した方は、取得財産等について、事業完了後も「善良な管理者の注意」をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

財産処分等の制限

補助事業を実施した方は、下記の法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するなどの『財産処分等』を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります(天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後承認も可)。

ただし、財産処分等の内容によって、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。財産処分等の承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じます。

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池、家庭用燃料電池、高効率空調機器、高効率給湯機器	6年

関係書類の保管

補助事業を実施した方は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります(データ保管が可能なものは、データで構いません)。

10 太陽光発電設備を設置した場合

自家消費量の報告

発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書(様式第16号)によって市長に報告していただく必要があります。

・発電した電力量を家庭用は30%以上、事業所用は50%以上を当該設備を設置する敷地内で自ら消費することが必要です。自家消費率が上記に達しない場合は、補助金の返還を求めることがあります。

